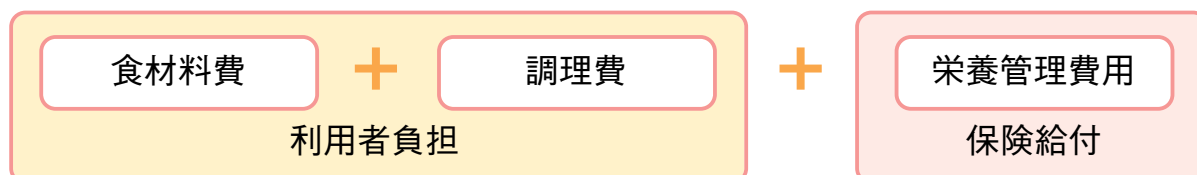


食費に関する 見直しの主なポイント

食費の範囲は、「食材料費」+「調理費」相当

- 食費のうち、利用者負担となるのは、「食材料費」+「調理費」で、「栄養管理費用」は介護保険から給付されます。



所得の低い方の負担の上限は次のようになります

()内は月額概数

負担限度額			基準費用額
利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階	
300円/日 (1.0万円)	390円/日 (1.2万円)	650円/日 (2.0万円)	1,380円/日 (4.2万円)

※ なお、施設には平均的な食費(=基準費用額)と上表の負担限度額との差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

利用者一人一人の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、 栄養ケアによって低栄養状態を改善(栄養ケアは保険給付の対象)

- 施設における食事や栄養管理については、これからは、次のような取り組みを進めていきます。
 - ① 利用者一人一人の健康、栄養状態を体重測定などによりチェック
(低栄養状態になっていないか、嚥下(えんげ)機能(=飲み込む力)はどうか など)
 - ② 一人一人の健康、栄養状態に基づいて、個別の計画を作成
(低栄養状態の予防・改善のための食事、摂食・嚥下機能に応じた食形態 など)
 - ③ 定期的なフォローアップ
- また、できる限り「自分の口で食べる」ことができるようにしていくとともに、糖尿病食などの工夫についても引き続き保険給付の対象とします。

